自立支援員」を「、母子・父子自立支援員」に改め、同2の㈠中「優先入所」を「優先入所等」に改め、同2の④中「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同3の①の⑫中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同①の⑯中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同①の⑰中「母子福祉資金貸付金」を「母子福祉資金貸付金等」に改め、同3の②中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同②の①のカの標題中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業等」に改め、同カの(a)及び(b)中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業等」に改め、同カの(c)中「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭日常生活支援事業等」に、「母子寡婦福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同②の②のイの(a)中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同イの(b)中「母子家庭の母」を「母子家庭の母等」に改め、同イ中「(b)　都道府県等」を「(d)　都道府県等」に、「母子寡婦福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同②のウの(a)中「母子家庭自立支援給付金」を「母子家庭自立支援給付金等」に、「自立支援教育訓練給付」を「母子自立支援教育訓練給付等」に、「母子家庭高等技能訓練促進費」を「母子家庭高等職業訓練促進給付金等」に、「実施主体：都道府県等及び市等　対象者：母子家庭等」に、「母子家庭の母」を「母子家庭の母等」に改め、同ウの(b)中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同②のヒ中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同②のカの(a)中「母子家庭の母」を「母子家庭の母等」に、「母子家庭及び」を「母子家庭等及び」に改め、同カの(c)及び同②のクの標題及び(a)中「母子寡婦福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同クの(b)中「母子寡婦福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「を活用」を「等を活用」に改め、同クの(c)及び同②の③のア中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同③のイの(c)中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同イの(d)中「母子寡婦福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同②の④のア中「母子寡婦福祉資金貸付金」を「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に、「母子家庭」を「母子家庭等」に、「母子寡婦福祉資金貸付制度」を「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」に改め、同④のウ中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改め、同3の⑤及び⑥の①中「母子寡婦福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第3中「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改め、同1の②の③中「母子寡婦福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第十　雇用保険法施行規則第百十条の三第一項第一号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十五年厚生労働省告示第三百九十号）の一部を次のように改正する。

本則第二号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

○厚生労働省告示第三百八十二号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第三十一条第九号の規定に基づき、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第三十一条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設を次のように定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第三十一条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第三十一条第九号に規定する厚生労働大臣が定める施設は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十四条第一項に定める各種学校であるもの又は同法以外の法律若しくは政令の規定に基づき特別の教育を行うものとする。

○厚生労働省告示第三百八十三号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第三十二条第八号の規定に基づき、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第三十二条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設を次のように定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第三十二条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第三十二条第八号に規定する厚生労働大臣が定める施設は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三十四条第一項に定める各種学校であるもの又は同法以外の法律若しくは政令の規定に基づき特別の教育を行うものとする。

○厚生労働省告示第三百八十四号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十六年九月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率